

千葉県環境基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市は、千葉県環境基本計画（以下「計画」という。）の体系的・実効的な推進を図るため、庁内に千葉県環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、調整する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に関わる各種施策・事業の総合的調整及び進行管理に関すること。
- (3) その他環境行政の推進に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員のうち環境局の事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、他の副市長をもって充てる。
- 4 会長は推進会議の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する推進会議の所掌事項の円滑な推進を図るため、推進会議に幹事会を置く。

(幹事会の構成)

第7条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を委員として組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第8条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、環境保全部長をもって充てる。
- 3 副幹事長は、環境総務課長をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を主宰する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、環境局環境保全部環境総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長又は幹事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 7 月 2 1 日から施行する。
- 2 千葉市環境保全情報プラン策定検討会運営要領（昭和 6 3 年 8 月 8 日施行）は、
廃止する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

職 名
副市長
病院事業管理者
教育長
総合政策局長
総務局長
財政局長
市民局長
保健福祉局長
こども未来局長
環境局長
経済農政局長
都市局長
建設局長
中央区長
花見川区長
稲毛区長
若葉区長
緑区長
美浜区長
水道局長
消防局長

別表第 2

局 名	職 名
総合政策局	政策企画課長
総務局	総務課長
財政局	資金課長
市民局	市民総務課長
保健福祉局	保健福祉総務課長
こども未来局	こども企画課長
環境局	環境保全部長
	環境総務課長
	環境保全課長兼自然保護対策室長
	環境規制課長
	脱炭素推進課長
	廃棄物対策課長
経済農政局	経済企画課長
都市局	都市総務課長
建設局	建設総務課長
中央区	総務課長
花見川区	総務課長
稲毛区	総務課長
若葉区	総務課長
緑区	総務課長
美浜区	総務課長
消防局	総務課長
水道局	水道総務課長
病院局	経営企画課長
教育委員会	総務課長